



令和 8 年度浜松市産業用ボイラー等エネルギー転換支援事業費補助金の 申請受付開始について

浜松市では、化石燃料由来の液体燃料の高騰や供給不安などの影響を受けている市内の中小企業等に対して、重油や灯油などを使用する産業用ボイラー等の設備から、電気やガス、バイオマスを使用する設備へエネルギー転換するための設備導入費等を支援します。

この補助金の申請受付を 6 月 25 日(木)から開始いたします。

記

1 事業名（補助金メニュー）

浜松市産業用ボイラー等エネルギー転換支援事業費補助金

2 対象事業・補助内容

対象設備	補助率・補助額
- 産業用ボイラー（蒸気ボイラー、温水ボイラー 等） - 給湯設備（給湯器、ボイラー 等） - 空調設備（吸収式冷温水機、エアコン 等） - 乾燥炉 等	補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額以内 （補助額上限：1,000 万円、下限：100 万円）

<主な補助対象要件>

- ・既存設備からの更新導入であること。
- ・既存設備は重油や灯油などの化石燃料由来の液体燃料を使用する設備であり、更新導入する設備は電気やガス、バイオマスを使用する設備であること（ガス設備の電化は対象外）。
- ・自己所有による導入であること（リース等での導入は対象外）。
- ・事業用途であること（家庭生活の用途は不可）。

3 補助対象事業者

市内に所在する事業所・施設等に対象設備を更新導入する者であり、中小企業等経営強化法による中小企業及び個人事業主等

4 補助対象経費

対象設備の導入に直接必要な設備や設置に係る工事等に関する費用

- ・設備費
- ・工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）

※既存設備の撤去費や処分費も対象



5 申請期間等

- ・ 申請期間： 令和 8 年 6 月 25 日(木)から令和 8 年 11 月 30 日(月)まで
 - ・ 事業実施期間： 交付決定日以降から令和 9 年 1 月 31 日(日)まで
- ※交付決定前に補助対象事業に係る発注・契約等を実施した場合は補助金の対象になりません。

6 申請方法・対象設備の要件等

- ・ 申請方法は、交付申請に必要な提出書類を揃えて「窓口へ直接持参」してください。
- ・ 対象設備や補助事業者の要件等の詳細については、浜松市ホームページに掲載されている「浜松市産業用ボイラー等エネルギー転換支援事業費補助金交付要綱」等をご確認ください。

浜松市公式 WEB サイト → 創業・産業・ビジネス → カarbonニュートラル →

浜松市のカーボンニュートラル政策 → 浜松市産業用ボイラー等エネルギー転換支援事業について

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/boiler_sub/boiler.html



7 提出先・お問い合わせ先

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（市役所本館 6 階）

住所：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

電話：053-457-2502

E メール：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp